

# 中山間ふるさと・水と土保全推進事業

(棚田基金)

## 1. 趣旨

棚田地域等は、山間地の立地条件を活かした特色ある農業生産の場として国民生活に寄与しているだけでなく、急しゅんな地形を利用した農業生産活動を通じて、国土・環境の保全や水源かん養、農山村の美しい原風景の形成等の多面的な機能を発揮し、下流域や周辺地域を含めた中山間地域の農業の展開や活性化を図る上で重要な役割を果たしている。

また、農業体験や保健休養の場となる等地域資源としての活用が図られることから、都市部からも棚田地域等の農地等の保全・利活用に対する支援を指示する声が高まっている。

このため、棚田等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、都市住民等の保全活動への参加や住民組織が行う保全活動等の促進に対する支援を行うために本事業を実施するものである。

## 2. 事業内容

都道府県に基金を造成し、その運用益等の活用により、次の事業を実施する。(平成10年度から平成12年度において造成済)

### ① 保全ネットワーク推進事業

都市住民等の保全活動への参加推進を図るために実施する以下の事業

- ・都市住民等の参加推進を図るために行う普及・啓発及び情報の収集・提供
- ・参加募集並びに参加を希望する都市住民等の登録及び参加者の調整
- ・技術的な指導を行う現地技術指導者の登録及び派遣・調整
- ・現地技術指導者が実施する技術的な指導活動
- ・参加登録者に対する技術研さん等のために行う研修
- ・都道府県委員会等の設置及び運営

### ② 保全活動推進事業

住民組織が行う保全活動の推進を図るために実施する以下の事業

- ・住民組織の活動計画等の作成
- ・整備手法の調査・研究及び普及
- ・住民組織の活動推進に関する指導及び助言等を行う人材の育成
- ・住民意識の向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発
- ・住民組織間の情報連絡・調整の推進

### ③ 保全活動支援事業

住民組織が行う保全活動に要した経費等に助成を行う事業

## 3. 事業対象地域

山腹・丘陵や台地地帯の縁辺、狭隘な谷底地及び小扇状地などで、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域

4. 事業実施主体 都道府県

5. 補助率 1/3以下

【担当課：農村振興局地域振興課】